

大和大学学生懲戒規程

令和3年4月1日改訂

(目的)

第1条 この規定は、大和大学学則第49条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関して必要な事項を定める。

(懲戒の対象)

第2条 大和大学学則第49条に定める学生の本分に反する行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) ハラスメント行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 研究活動上の不正行為
- (5) 定期試験等の不正行為
- (6) 建造物又は器物等の損壊行為・汚損行為
- (7) その他本学の名誉・信頼を失墜させる等の学生の本分に反する行為

(懲戒の種類及び内容)

第3条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訓告 文書により厳重な注意を与えるとともに、将来を戒める。
- (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を禁止する。
- (3) 退学 学生としての身分を剥奪する。

2 停学の期間は、無期または1か月以上6か月以下の有期とする。

3 停学又は訓告の処分を受けた学生は、所属する学部長を経由し、学長に反省文を提出しなければならない。

(嚴重注意)

第4条 学部長は、その所属する学生の懲戒処分に至らない非違行為について、その内容・程度を考慮のうえ必要に応じ、口頭または文書による嚴重注意を行うものとする。

(事案の報告および調査等)

第5条 第2条各号に掲げる行為が発覚したときは、学部長は速やかに学長に当該事案を報告するとともに、懲戒の対象となる行為（以下「対象行為」という。）をし、または対象行為をした疑いがあると認められる学生（以下「対象学生」という。）に対して事情聴取を行う等の方法により事実関係を明らかにするための調査を行う。

2 学部長は、必要と認めるときは対象学生および関係者に対して事実関係を証明する書面（電磁的記録を含む）および物品の提出を求め、あるいは対象行為があった場所について検証することができる。

3 学部長は、事実関係の調査を適正、かつ、公正に行うために対象学生および関係者の事情聴取における発言を記録することができる。

(懲戒の手續)

第6条 当該学生の所属学部長は、懲戒にかかる手続きを開始するときには、速やかに当該学生に対してこれを通知しなければならない。当該学生が通知を受けた日より、懲戒手続きは開始する。

2 前項の通知は、口頭によりこれを行うものとする。

3 前2項の当該学生への口頭による通知ができない場合は、書面により通知を行い、この通知を発したときに懲戒手続は開始する。

(懲戒の原案)

第7条 懲戒の原案は、当該学生の所属学部長が作成し、大学協議会の議を経なければならない。

2 懲戒は、前項の手続を経て、学長が行う。

(懲戒の通知)

第8条 学長は、懲戒処分決定を行った場合には、速やかに当該学生および保証人に対してこれを通知しなければならない。

2 前項の通知は、当該学生の所属学部長が当該学生に対しては口頭により、当該学生の保証人に対しては口頭または書面によりこれを行う。

3 前2項の当該学生への口頭による通知ができないときは、書面により通知を行い、この通知を発したときを通知の日とする。

(不服申立)

第9条 懲戒処分を受けた学生は、処分通知を受けた日から30日以内に学長に対し、不服申立を行うことができる。

2 不服申立は、不服の内容及びその理由を明らかにした書面（以下「不服申立書」という。）によって行うものとする。なお、不服申立書には必要に応じて、証拠物品、資料等を添付することができる。

3 学長は、前項の不服申立書が受理された場合には、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

4 委員会は、不服申立を行った学生の所属学部長および、その他の学部長・部局長によって構成される。

5 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行い、その結果を学長に報告する。

6 学長は、前項の審査結果に基づき、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、不服申立をした学生に対し、不服申立の却下を通知するものとする。

7 学長は、第5項の審査結果に基づき、懲戒処分の内容が適当でないと判断した場合は、委員会に再審議を求め、又は懲戒処分を取消し、不服申立をした学生に対し、その旨を通知するものとする。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、学生の懲罰に関する事項は、必要に応じ別に定める。

附則 省略